

高砂市私道寄附採納取扱基準

(目的)

1. この基準は、道路管理者が高砂市内の私道を道路用地として権利者の寄附申出により取得する場合における事務の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(寄附採納の要件)

2. 寄附採納する私道（以下「寄附物件」という。）の要件は、次のとおりとする。
 - (1) 一般公共の交通の用に供せられていること。
 - (2) 有効幅員が原則として4メートル以上であること。
 - (3) 公共・公益施設以外の占用物件が無いこと。
 - (4) 寄附物件が独立した地番を有し、境界が明確であり、私権の設定その他特殊な義務がないこと。
 - (5) 寄附物件の所有者全員が、その土地の所有権を道路管理者に無償で寄附すること。
 - (6) 寄附部分の起終点は公道から公道へ接続されていること。ただし、やむをえない場合でも一方は必ず公道に接続していること。
 - (7) 橋梁部分は、永久橋であること。
 - (8) 原則として、舗装及び排水設備が整備されていること。
 - (9) 暴力団等（条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）に該当しないこと。
 - (10) その他、市長が特に認めたもの。

(寄附の申出)

3. 私道を寄附しようとする場合は、代表者を定め、その寄附物件の所有者全員が道路用地寄附申出書に位置図、法務局字限図写、法務局地籍図写、分筆図写、実測平面図、土地登記簿謄本等を添付して提出するものとする。

(審査)

4. 寄附の申出があった場合は、現地調査を行い、第2項に定める事項について寄附物件を審査するものとする。

(採納等の決定)

5. 前項の調査の結果、寄附物件を採納すること又は採納しないことを決定したときは、速やかに申出人に通知するものとする。

(所有権移転登記手続)

6. 寄附物件の採納を決定したときは、申出人に登記に必要な書類の提出を求め、道路管理者が所有権移転手続きを行うものとする。

7. この基準は、平成3年9月1日から施行する。